

新聞の流通・取引慣行の現状

平成 2 0 年 6 月 1 9 日

公正取引委員会

1 新聞の市場動向

新聞（日本新聞協会加盟 109 社(注)が扱う新聞。以下同じ。）の発行部数（戸別配達，駅売店やコンビニ等での即売，郵送，広告主等への寄贈，社内用の部数。以下同じ。），販売収入及び広告収入は減少傾向にあり，新聞市場は縮小傾向にある。販売店数も統合などにより減少傾向にある。

新聞の発行部数のうち郵送や即売の部数を除いた発行部数の割合である，いわゆる戸別配達率は 94.3%である。

新聞の普及率及び発行部数は世界第 3 位である。一方，新聞の発行紙数は世界第 13 位である。

注 日本新聞協会に加盟しているのは，一般時事又は主としてスポーツに関するニュースを報道し，発行部数 1 万部以上を発行する日経紙（週 6 日以上発行）を扱う社である。発行部数 1 万部未満の新聞や業界紙などのみを扱う社は含まれていない。

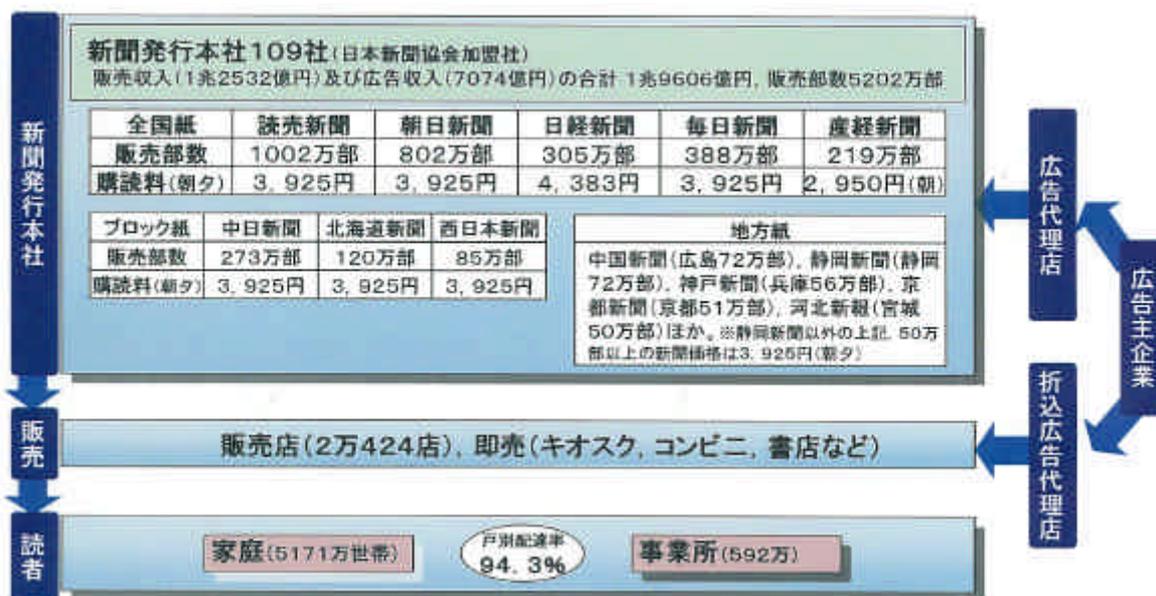
(1) 新聞の市場規模

新聞の販売収入と広告収入の合計は 1 兆 9606 億円（2006 年度）（販売収入 1 兆 2532 億円，広告収入は 7074 億円）（2006 年度），発行部数は 5202 万部（2007 年），新聞発行本社は 109 社（2008 年），新聞販売店数は 2 万 424 店である（2007 年）。【図表 1】

新聞の発行部数のうち，郵送や即売の部数を除いた発行部数の割合（いわゆる戸別配達率）は 94.3%である。（2007 年）。【図表 1】

発行部数上位 3 社（読売新聞，朝日新聞及び毎日新聞）における朝夕刊セット紙の価格は 3,925 円である（2007 年）。【図表 1】

図表 1 新聞の市場概要



日本新聞協会HP，日本新聞年鑑 07-08（電通）及び日本ABC協会 08年2月ABC部数のデータを基に作成

新聞の月決め購読料金（複数の新聞又は複数の販売方法（朝夕刊セット紙及び統合版(注)等）を扱う発行本社においては、その社の代表的な新聞又は販売方法における月決め購読料金）は1,500円から5,000円まで58種類ある（2008年）。【図表2】

注 統合版とは、新聞発行本社が、夕刊を配達することが困難な地域を対象に発行しているものであって、朝刊と同様に朝方配達され、一般的には朝刊と同様の建て頁、体裁をとるものであるが、内容的には前日の夕刊の内容を取り込んだものとされている。

図表2 新聞の月決め購読料金の種類
（2008年4月調査現在）

1,500 円	1	2,805 円	1	3,870 円	1
1,530 円	1	2,840 円	1	3,894 円	1
1,600 円	1	2,855 円	1	3,925 円	16
1,700 円	1	2,900 円	3	4,160 円	1
1,785 円	1	2,905 円	5	4,383 円	1
1,835 円	4	2,940 円	1	4,480 円	1
1,800 円	1	2,950 円	3	4,590 円	1
1,900 円	1	2,955 円	3	5,000 円	1
1,950 円	1	2,987 円	1		
1,995 円	1	3,000 円	4		
2,000 円	2	3,007 円	6		
2,040 円	1	3,100 円	2		
2,100 円	2	3,150 円	1		
2,140 円	1	3,160 円	4		
2,150 円	1	3,170 円	1		
2,243 円	1	3,250 円	1		
2,245 円	1	3,260 円	5		
2,300 円	1	3,262 円	1		
2,310 円	1	3,300 円	2		
2,445 円	1	3,364 円	1		
2,450 円	1	3,370 円	1		
2,500 円	1	3,466 円	1		
2,550 円	1	3,567 円	1		
2,600 円	3	3,568 円	2		
2,650 円	2	3,770 円	1		

計 58 種 109 社

複数の新聞又は複数の販売方法（朝夕刊セット紙及び統合版等）を扱う発行本社においては、その社の代表的な新聞又は販売方法における月決め購読料金。

最低料金は1,500円（南信州新聞）、最高料金は5,000円（電波新聞）

出典：日本新聞協会調べ

新聞の普及率及び発行部数は世界第3位である。一方、新聞の発行紙数は世界第13位である（2006年）。【図表3】

図表3 各国の普及率、発行部数及び発行紙数

1. 普及率(千人当たり部数)										
順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
国名	アイスランド	アルバ	日本	スウェーデン	コロンビア	フィンランド	スイス	香港	アンドラ	ケイマン諸島
部数	1,028	931	631	601	587	561	554	542	424	500

2. 発行部数(万部)										
順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
国名	中国	インド	日本	アメリカ	ドイツ	韓国	イギリス	イタリア	フィンランド	スペイン
部数	9904	8886	6918	5627	2125	1924	1844	1031	980	907

参考) 紙数	955	2,130	108 (13位)	1,487	374	192	116	101	55	168
--------	-----	-------	--------------	-------	-----	-----	-----	-----	----	-----

日本は日本新聞協会加盟社のみデータ。

世界新聞協会『World Press Trends』(2007年版)、日本新聞協会HPのデータを基に作成

(2) 新聞の市場の推移

発行部数は1997年をピークに減少傾向にある(一般紙はほぼ横ばい、スポーツ紙は減少傾向)。【図表4】

図表4 新聞の発行部数と1世帯当たりの部数の推移(単位:万部)

	合計	種類別		発行形態別			世帯数(千)	世帯当たり部数
		一般紙	スポーツ紙	朝夕セット	朝	夕		
96	5355	4697	657	1914	3242	1985	4483	1.19
97	5376	4726	650	1893	3284	1989	4549	1.18
98	5366	4728	638	1873	3295	1977	4615	1.16
99	5375	4746	629	1846	3338	1915	4681	1.15
00	5370	4740	630	1818	3370	1818	4741	1.13
01	5368	4755	612	1801	3386	1804	4801	1.12
02	5319	4739	580	1761	3390	1680	4863	1.09
03	5287	4728	559	1746	3378	1628	4926	1.07
04	5302	4746	555	1734	3406	1613	4983	1.06
05	5256	4718	537	1711	3392	1528	5038	1.04
06	5231	4705	525	1678	3404	1473	5110	1.02
07	5202	4696	506	1640	3417	1445	5171	1.01

発行部数は朝夕刊セット紙を1部として計算

出典：日本の新聞2008(日本新聞協会)

発行本社の販売収入は2002年度から減少傾向にある。広告収入は2001年から減少傾向にある。【図表5】

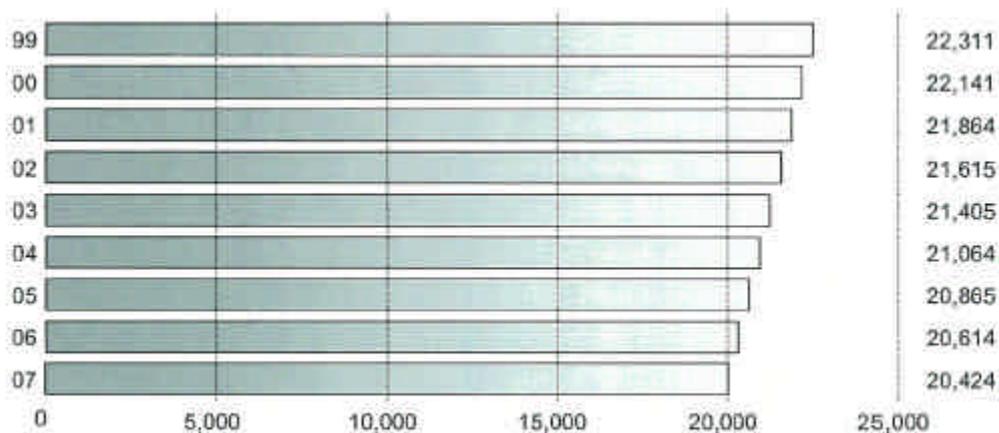
図表5 新聞発行本社における新聞事業の販売収入及び広告収入の推移（単位：億円）



日本新聞協会HPのデータを基に作成

新聞販売店数は統合などにより年々減少している。【図表6】

図表6 新聞販売店数の推移



日本新聞協会HPのデータを基に作成

媒体別広告費をみると、新聞の広告費は最近減少している。他方、インターネット・フリーペーパー等の広告費が伸長している。【図表7】

図表7 媒体別広告費の推移

媒体	広告費	広告費(億円)			前年比(%)		構成比(%)		
		2005年 (平成17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2006年 (平成18年)	2007年 (19年)	2005年 (平成17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)
	総 告 費	68,235	69,399	70,191	101.7	101.1	100.0	100.0	100.0
	マスコミ四媒体広告費	37,408	36,668	35,699	98.0	97.4	54.8	52.9	50.9
	新 聞	10,377	9,986	9,462	96.2	94.8	15.2	14.4	13.5
	* 雑 誌	4,842	4,777	4,585	98.7	96.0	7.1	6.9	6.5
	ラ ジ オ	1,778	1,744	1,671	98.1	95.8	2.6	2.6	2.4
	テ レ ビ	20,411	20,161	19,981	98.8	99.1	29.9	29.0	28.5
	衛星メディア関連広告費	487	544	603	111.7	110.8	0.7	0.8	0.8
	インターネット広告費	3,777	4,826	6,003	127.8	124.4	5.6	6.9	8.6
	媒 体 費	2,808	3,630	4,591	129.3	126.5	4.2	5.2	6.5
	* 広 告 制 作 費	969	1,196	1,412	123.4	118.1	1.4	1.7	2.0
	プロモーションメディア広告費	26,563	27,361	27,886	103.0	101.9	38.9	39.4	39.7
	* 屋 外	3,806	3,946	4,041	103.7	102.4	5.6	5.7	5.8
	* 交 通	2,463	2,539	2,591	103.1	102.0	3.7	3.7	3.7
	* 折 込	6,649	6,662	6,549	100.2	98.3	9.7	9.6	9.3
	* D M	4,314	4,402	4,537	102.0	103.1	6.3	6.3	6.5
	* フリーペーパー・フリーマガジン	2,835	3,357	3,684	118.4	109.7	4.1	4.8	5.2
	P O P	1,782	1,845	1,886	103.5	102.2	2.6	2.6	2.7
	電 話 帳	1,192	1,154	1,014	96.8	87.9	1.7	1.7	1.4
	展 示 ・ 映 像 他	3,522	3,456	3,584	98.1	103.7	5.2	5.0	5.1

(注) 2007年に「日本の広告費」の推定範囲を2005年に遡及して改訂した。(*印が改訂したもの)

出典：「日本の広告費2007」(電通)

紙奨励補助)の増加につながると言われている。販売促進費が新聞販売店の総収入に占める割合は、全国紙の方がブロック紙や地方紙よりも多いと言われている。

(3) 新聞販売店の形態及び販売契約の内容

新聞販売店は、いずれかの新聞発行本社の系統に属する個人店主が経営する専売店が中心である。最近では、新聞発行本社の子会社等(いわゆる販売会社)が増加しているといわれている。【図表9】

新聞販売契約において他紙取扱い制限、厳格な営業区域の指定、定価販売の遵守等が義務づけられている。【図表10】

図表9 新聞販売店の形態

専売店	いずれかの新聞発行本社の系統に属し、当該系統の新聞のみを扱う。
複合店	いずれかの新聞発行本社の系統に属し、かつ他紙も扱っている。
合売店	一定の地域においてすべての新聞を取り扱う。

新聞販売店のうち、専売店は約50%、複合店は約45%、合売店は約5%と推定される。

「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会資料編」(公正取引委員会事務局 1998年)を基に作成

図表10 新聞販売店と新聞発行本社の主な契約内容

他紙取扱い制限	ほとんどの新聞発行本社は、契約上、新聞販売店が他の新聞を取り扱うことについて、何らかの形でこれを制限することができる条項を置いている(86.8%)。制限の形態としては、他紙の取扱いについて新聞発行本社の同意を求めることが多い。
営業区域指定	新聞発行本社は、例外なく、契約書等において新聞販売店の営業区域を指定している。当該区域外で販売活動をするのはもちろん、区域外の購読者から購読申込みを受けた場合でも販売することはできない。この意味で、この地域制限は、極めて厳格な排他的テリトリー制となっている。
定価販売遵守義務	新聞発行本社は、例外なく契約書上新聞販売店に対して定価又は新聞発行本社の指示する価格での販売を義務付けている。
その他	取引保証金(又は信認金)の預託義務、重要事項の変更に係る新聞発行本社の事前承認制、新聞発行本社の帳簿等閲覧権、新聞発行本社の報告徴収権、販売促進活動に対する新聞発行本社の指示。

「一般日刊新聞紙の流通実態等に関する調査報告書」(公正取引委員会事務局 1995年)を基に作成

(4) 新聞の増紙活動(販売促進)

新聞発行本社においては新聞発行部数増が販売収入増に結びつくのは当然として、新聞発行部数が多ければ広告媒体としての新聞の価値が高まり広告収入の増加が期待できるため、増紙活動(販売促進)のインセンティブが強く働き、活発な増紙活動が行われている。

3 新聞の流通・取引慣行の問題及び是正の取組

(1) 新聞の価格に関する問題

発行部数上位3社(読売新聞,朝日新聞及び毎日新聞)における朝夕刊セット紙の価格は3,925円であり,差がない。【図表1】

発行本社における長期購読割引及び口座割引は行われていない。

〔是正の取組〕

大量購入割引を実施している発行本社が8社ある。(産経新聞(大阪),長崎新聞,宮崎日日新聞,デーリー東北,信濃毎日新聞,四国新聞,愛媛新聞,南日本新聞)

学校教育教材用の割引定価を設定している発行本社が42社ある。(別紙1)

朝夕刊セット販売地域において,朝刊又は夕刊単独の購読を希望する購読者向けにいずれか単独での価格を設定している発行本社が8社ある。(別紙2)

広告主に対し広告掲載紙の価格を朝刊80円(定価110円),夕刊30円(同50円)で販売している。(岩手日報)

ヘラルド朝日(英字新聞)は学生向けや一括前払いの場合に割引定価を設定している。(朝日新聞)

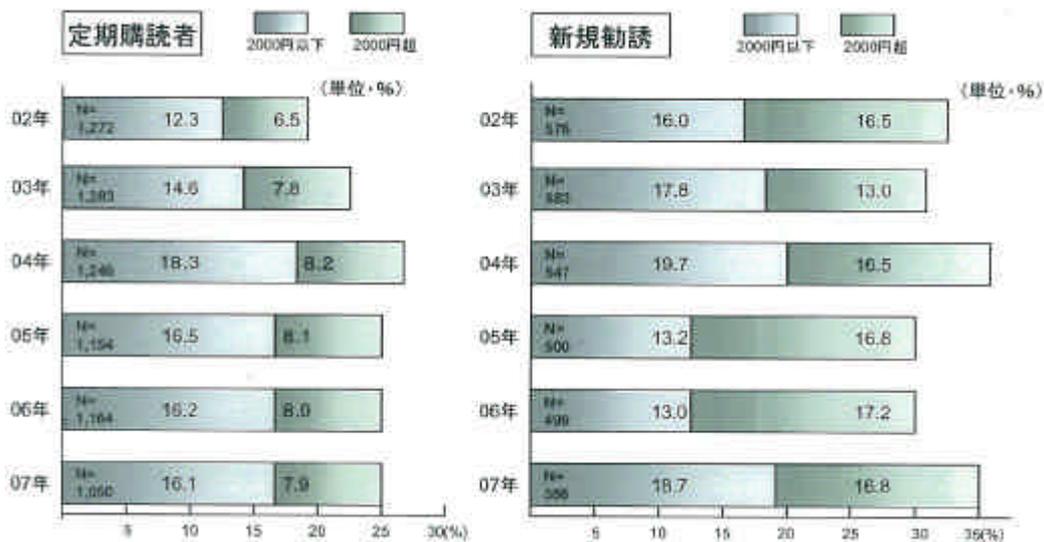
一部の新聞発行本社において,月刊誌とのセット割引が設定・実施されている。(産経新聞)

(2) 業界自主ルールを超える景品提供

増紙活動(販売促進)において,業界自主ルールを超える景品提供が行われている問題があると言われている。新聞業の景品制限告示(景表法告示)及び業界の自主基準である新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約で規定される上限である6ヶ月分の購読料金の8%を超える景品提供が行われている場合がある〔「読者調査結果に基づく新聞の購読者に対する景品類提供の申し出の実態」(新聞公正取引協議委員会(注)2007年)〕。【図表11】

注 新聞公正取引協議委員会は,新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(業界自主ルール)に基づいて設置されている新聞公正取引協議会の中央組織。

図表 11 購読者に申し出のあった景品類の価格



「読者調査結果に基づく新聞の購読者に対する景品類提供の申し出の実態」(新聞公正取引協議委員会 2007年)のデータを基に作成

新聞購読者に対して懸賞の方法によらないで提供することができる景品類の最高額は、取引の価額の8%又は6か月分の購読料金の8%のいずれか低い金額の範囲である。1か月分の購読料金が3,925円の場合、「6か月分の購読料金の8%」は1,884円となることから、2,000円を超える景品類については過大景品である蓋然性が高い。

〔是正の取組〕

新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(業界自主ルール)の目的を達成するために設置されている新聞公正取引協議会において、同規約の違反者に対する違反行為の停止又は撤回、違約金の支払等の措置を実施。(新聞公正取引協議会)

朝日新聞、読売新聞及び毎日新聞が行っていた首都圏における金券提供について、朝日新聞及び読売新聞は廃止。(朝日新聞及び読売新聞)

(3) 強引な勧誘

増紙活動(販売促進)において、強引な勧誘がなされている場合があると言われている。新聞は、訪問販売に関する消費者相談件数の多い品目として上位2番目に位置付けられており(「産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会報告書」(経済産業省 2007年))、相談の特徴等として、家庭訪販による強引な勧誘などの販売方法に関するトラブルが多いとされている(「2006年度のPIO-NETにみる消費者生活相談の概要」(国民生活センター))。

〔是正の取組〕

全国に展開する新聞セールスインフォメーションセンター(旧、新聞セール

ス近代化センター)において、新聞セールススタッフの登録により新聞発行本社が違法行為の目立つセールススタッフを雇用できない仕組みにする取組、及び読者苦情の受付・処理を行う取組。(新聞セールスインフォメーションセンター)

(4) 残紙の存在

新聞販売店に供給されながら顧客には提供されない新聞紙(いわゆる残紙)が少なからず存在していると言われている。新聞販売店における非販売部数(残紙)の割合の平均(平均非販売率)は、8.7%に上る。日本ABC協会は、異常に非販売率の高い発行本社には減紙を要請している。[「JABC」(社団法人日本ABC協会 2007)]

〔是正の取組〕

流通・取引慣行の弊害是正 6 項目及び是正の取組

現在の上記問題に対する是正の取組及びこれまでなされてきた取組を、平成 10 年 1 月に公表された再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会の報告によって指摘されている弊害の是正を図る観点から、平成 10 年 3 月 31 日に公正取引委員会が示した、いわゆる弊害是正 6 項目に対応させると以下のとおりになる。

弊害是正 6 項目	是正の取組
時限再販・部分再販等再販制度の運用の弾力化	
各種の割引制度の導入等価格設定の多様化	<p>大量購入割引を実施している発行本社が 8 社ある。(産経新聞(大阪),長崎新聞,宮崎日日新聞,デーリー東北,信濃毎日新聞,四国新聞,愛媛新聞,南日本新聞)</p> <p>学校教育教材用の割引定価を設定している発行本社が 42 社ある。(別紙 1)</p> <p>朝夕刊セット販売地域において,朝刊又は夕刊単独の購読を希望する購読者向けにいずれか単独での価格を設定している発行本社が 8 社ある。(別紙 2)</p> <p>広告主に対し広告掲載紙の価格を朝刊 80 円(定価 110 円),夕刊 30 円(同 50 円)で販売している。(岩手日報)</p> <p>ヘラルド朝日(英字新聞)は学生向けや一括前払いの場合に割引定価を設定している。(朝日新聞)</p> <p>一部の新聞発行本社において,月刊誌とのセット割引が設定・実施されている。(産経新聞)</p>
再販制度の利用・態様についての発行者の自主性の確保	
サービス券の提供等小売業者の消費者に対する販売促進手段の確保	<p>平成 19 年 12 月からポイントサービス会社と提携したポイント制を導入した。この制度は購読料金をクレジットカード決済し,同時にポイントサービス会社に会員登録している読者に対し毎月ポイントを付与する。ポイントをためるとサービス会社が提供する景品やサービスと交換することができる。(毎日新聞)</p>
通信販売,直販等流通ル	

<p>ートの多様化及びこれに対応した価格設定の多様化</p>	
<p>円滑・合理的な流通を図るための取引関係の明確化・透明化その他取引慣行上の弊害の是正</p>	<p>新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（業界自主ルール）の目的を達成するために設置されている新聞公正取引協議会において、同規約の違反者に対する違反行為の停止又は撤回、違約金の支払等の措置を実施。（新聞公正取引協議会）</p> <p>朝日新聞、読売新聞及び毎日新聞が行っていた首都圏における金券提供について、朝日新聞及び読売新聞は廃止。（朝日新聞及び読売新聞）</p> <p>全国に展開する新聞セールスインフォメーションセンター（旧、新聞セールス近代化センター）において、新聞セールススタッフの登録により新聞発行本社が違法行為の目立つセールススタッフを雇用できない仕組みにする取組、及び読者苦情の受付・処理を行う取組。（新聞セールスインフォメーションセンター）</p>

◇学校教材用新聞の定価

4 2 紙が学校教材用の割引定価で設定している。

新聞名	提供開始日	朝刊		夕刊		購読条件(同一の日付)
		1部(円)	1部(円)	1部(円)	1部(円)	
朝日新聞 (東京、大阪、北海道、名古屋、西部)	12年4月1日	40	25			10部以上
毎日新聞 (東京、大阪、北海道、中部、西部)	12年4月1日	40 30	25 —			10部以上 小学生新聞は10部以上
読売新聞 (東京、大阪、北海道、北陸、西部)	12年4月1日	40 30	20 10			10部以上30部まで 31部以上
読売新聞(中部)	12年4月1日	40 30	— —			10部以上30部まで 31部以上
日本経済新聞 (東京、大阪、北海道、西部)	12年9月1日	140 (20部までは無料)	50			21部以上 10部以下の場合でも1単位である10部を届ける
産経新聞(東京)	12年4月1日	40	—			10部以上
産経新聞(大阪)	12年4月1日	40	20			10部以上
東京新聞	12年4月1日	35 10	20 —			10部以上 サンデー版などの別刷紙面、10部以上
ジャパントイムズ	12年5月1日	60	—			10部以上
ヘラルド朝日	13年4月1日	60	—			10部以上
サ・テ・イリーヨミウリ	12年4月1日	60 40	(月ぎめ1,900)			10部以上30部まで 31部以上
北海道新聞	12年3月1日	40	20			10部以上
室蘭民報	12年4月1日	30	15			5部以上
十勝毎日新聞	12年3月31日		40			10部以上
河北新報	12年4月1日	40	20			5部以上
山形新聞	12年4月1日	40	20			5部以上
茨城新聞	19年4月1日	40	—			10部以上
下野新聞	18年6月1日	40	—			10部以上
神奈川新聞	12年9月1日	30	—			10部以上
千葉日報	12年5月1日	40 30	— —			10部以上29部まで 29部を超えた分について
信濃毎日新聞	15年7月1日	30	10			5部以上
中日新聞	12年4月1日	40 30 10	25 15 —			10部以上20部まで 20部を超えた分について サンデー版大図鑑などの別刷紙面、10部以上
岐阜新聞	12年4月1日	30	15			10部以上
新潟日報	15年4月1日	40	20			5部以上
北日本新聞	16年1月1日	40	20			10部以上
北國新聞	12年4月1日	40 30	20 10			10部以上30部まで 31部以上
富山新聞	12年4月1日	40 30	20 10			10部以上30部まで 31部以上
北陸中日新聞	12年4月1日	40 10	20 —			10部以上 サンデー版などの別刷紙面、10部以上
福井新聞	12年5月1日	30	—			5部以上
日刊県民福井	12年4月1日	30	—			10部以上
京都新聞	12年4月1日	40	20			5部以上
神戸新聞	12年4月1日	40	20			5部以上
山陽新聞	12年4月1日	40	20			10部以上
中国新聞	12年4月1日	40	20			5部以上
山陰中央新報	12年4月1日	30	—			5部以上
島根日日新聞	16年4月1日	30	—			5部以上
岡山日日新聞	13年2月1日	—	20			5部以上
宇部日報	16年3月1日	—	20			—
西日本新聞	19年6月1日	40 30	25 15			10部以上20部以下 21部以上、別刷りは10部以上1部10円
熊本日新聞	17年8月1日	30	10			10部以上
南日本新聞	11年9月1日	40	20			5部以上
長崎新聞	12年6月1日	40	—			—
佐賀新聞	12年11月1日	35	—			10部以上
宮崎日日新聞	12年4月1日	35	—			大量一括購入(学級数、児童・生徒数など学校の規模が違うので部数の条件は設定していない)

出典：日本新聞協会調べ

◇その他の定価設定（新聞協会資料）

◆「朝刊（単独）定価」「夕刊（単独）定価」

新聞名	朝刊（単独）定価	夕刊（単独）定価
河北新報	3,007円	1,250円
静岡新聞		710円
岐阜新聞	2,900円	
北日本新聞	2,987円	907円
北國新聞社	3,007円	
中日新聞北陸本社	2,905円	
山陽新聞社	3,007円	
中国新聞社	3,007円	

出典：日本新聞協会調べ